

郡山市訪問理美容サービス実施要綱

平成14年 6月 1日施行
平成15年 4月 1日一部改正
平成18年 4月 1日一部改正
平成27年 3月25日一部改正
平成31年 2月25日一部改正
令和元年 9月 6日一部改正
令和 4年 4月 1日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(目的)

第1条 この要綱は、ねたきりの状態等にあるため、理美容店に出向くことが困難である高齢者に対し、在宅で手軽に訪問理美容サービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、高齢者の保健衛生の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理美容頭髮の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること及びパーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをいう。
- (2) 理容師 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条の規定による理容師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になった者で、理容を業とするものをいう。
- (3) 美容師 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条の規定による美容師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になった者で、美容を業とするものをいう。
- (4) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(助成対象者)

第3条 サービスを受けることができる者は、市内に住所を有する在宅にある単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、心身の障害、疾病等の理由により外出して理美容サービスを利用することが困難な者とする。

(指定理美容店の指定)

第4条 郡山市指定訪問理美容店（以下「指定訪問理美容店」という。）の指定を受けようとする者は、郡山市訪問理美容店指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、指定訪問理美容店として適当と認めるときは、郡山市訪問理美容店指定証（第2号様式）を申請者に交付し、指定訪問理美容店として指定するものとする。

(助成金額等)

第5条 サービスの助成の金額は、一会計年度 6,000 円を限度とする。

- 2 助成の方法は、1枚につき 1,500 円の利用者の自宅までの出張経費の支払いに充てることができる利用券を交付することにより行う。

(助成の申請)

第6条 サービスを受けようとする者は、郡山市訪問理美容サービス利用認定申請書（第3号様式）により、市長に申請しなければならない。

（申請の代行）

第7条 利用者家族、介護支援専門員、地域包括支援センター職員その他の利用者以外の者が前条の申請について代行するときは、申請の際に利用者との関係を記載しなければならない。

（利用券の交付等）

第8条 市長は、前2条の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、可否を決定したときは、郡山市訪問理美容サービス利用通知書兼サービス利用券（第4号様式）（以下「利用券」という。）又は郡山市訪問理美容サービス却下通知書（第5号様式）を申請者に交付又は通知するものとする。

2 利用券の交付枚数は4枚とする。ただし、年度の途中で利用券の交付を受ける者にあつては、別表第1のとおりとする。

3 利用券は、原則として再交付しないものとする。

4 市長は、認定された利用資格を、毎年4月1日現在で審査し、利用資格がある場合は、継続して利用券の交付を行うことができるものとする。

（実施方法）

第9条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）がサービスを受けようとするときは、その日時等について、あらかじめ訪問理美容店と連絡調整をし、サービスを受けるものとする。

2 利用者がサービスを受けるときは、利用者の家族等は、立会い及び必要な介護を行わなければならない。

3 利用者は、サービスを受けたときは、利用券に署名の上サービスを行なった理容師又は美容師に提出し、併せて理美容に相当する料金を支払わなければならない。

（実施場所）

第10条 このサービスは、対象者の自宅において実施するものとする。

（台帳の整備）

第11条 市長は、訪問理美容店指定証及び利用券の交付状況等を把握するため、訪問理美容店指定証交付台帳及び利用券交付台帳を整備しておくものとする。

（利用券の精算）

第12条 指定訪問理美容店は、利用券を受領した場合は、利用券を毎月12日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があつた場合は、内容を審査し適当と認めたときは、助成金を当該請求のあつた月の翌月の10日までに当該指定訪問理美容店に支払うものとする。

（利用券の有効期限及び返還）

第13条 利用券の有効期限は、交付を受けた日の属する年度限りとする。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に利用券を返還しなければならない。

(1) 利用券の有効期限が経過したとき。

(2) 本市の住民でなくなったとき。

(3) 利用者が死亡したとき、又は入院や入所により在宅者でなくなったとき。

(4) 一般の理美容サービスが受けられるようになったとき。

(指定訪問理美容店の変更)

第14条 指定訪問理美容店は、郡山市訪問理美容指定証の内容に変更が生じた場合には、速やかに、郡山市訪問理美容指定証記載事項変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定訪問理美容店の辞退)

第15条 指定訪問理美容店を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1か月前までに郡山市訪問理美容店辞退届（第7号様式）に郡山市訪問理美容指定証を添えて、市長に届け出なければならない。

(助成の取消等)

第16条 市長は、利用者の次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成を取消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 利用券を不正に使用したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 利用者は、この要綱による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第7条関係）

郡山市訪問理美容サービス事業利用券交付基準

交 付 月	枚 数	備 考
4 月	4	
5 月	4	
6 月	4	
7 月	4	
8 月	3	
9 月	3	
10 月	3	
11 月	3	
12 月	2	
1 月	2	
2 月	2	
3 月	2	

第1号様式（第4条関係）

郡山市訪問理美容店指定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名 ⑩

（電話番号 ）

郡山市訪問理美容サービス事業実施要綱の規定に基づく理美容店の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

所在地	
店舗名	
代表者名	
開設年月日	年 月 日

第2号様式（第4条関係）

郡山市訪問理美容店指定証

指 定 番 号	
理美容店所在地	
理美容店名称	
理美容師氏名	
理美容の種類	

上記の者を郡山市訪問理美容サービス事業実施要綱に基づく指定理美容店に指定する。

年 月 日

郡山市長



第3号様式（第6条関係）

[経由機関]

郡山市訪問理美容サービス利用認定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所 郡山市

氏名

電話番号 ー

(対象者との関係)

郡山市訪問理美容サービスの助成を受けたいので、次のとおり申請します。

対象者	氏名	(年齢 歳)	大正 年 月 日生 昭和		
	住所	〒 ー (電話番号 ー)			
申請の理由		区分	<input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他		
世帯員の状況	氏名	対象者との続柄	年齢	職業	理美容店へ連れていけない理由

認定番号	判定 要 ・ 否
------	----------

第4号様式（第8条関係）

郵便番号 郡山市
様

年度
郡山市訪問理美容サービス利用通知書

郡山市訪問理美容サービスの利用を
認定したので通知します。

年 月 日

郡山市長 ㊟

認定番号 _____

お問合せは

- ◎利用券を紛失した場合は、再交付できません。 郡山市地域包括ケア推進課
◎次頁の注意事項を御覧ください。 電話 024(924)3561

年度 郡山市訪問理美容
サービス利用券（控）

利用者	認定番号	
	氏名	
	住所	
有効期限		年 月 日
利用日		年 月 日
訪問 理美容 店	指定番号	
	理美容店名	
	訪問理美容師名	
交付者 郡山市長		

年度 郡山市訪問理美容サービス利用券
(地域包括ケア推進課提出用)

利用者	認定番号	
	氏名	
	住所	
有効期限		年 月 日
利用日		年 月 日
訪問 理美容 店	指定番号	
	理美容店名	
	訪問理美容師名	
交付者 郡山市長		

(利用者→指定訪問理美容店)

(利用者→指定訪問理美容店→地域包括ケア推進課)

第5号様式（第8条関係）

郡山市訪問理美容サービス却下通知書

年 月 日

様

郡山市長

印

年 月 日付で申請のありました訪問理美容サービスの利用の申請について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

対象者	氏名	(年齢 歳)	大正 年 月 日 昭和
	住所		
申請を却下する理由			

第6号様式（第14条関係）

郡山市訪問理美容指定証記載事項変更届

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

印

（電話番号

）

郡山市訪問理美容指定証の内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号		
店 舗 名		
変 更 内 容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

第7号様式（第15条関係）

郡山市訪問理美容店辞退届

年 月 日

郡山市長

住所

氏名 ㊟

（電話番号 ）

郡山市訪問理美容サービス実施要綱に基づく理美容店の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

辞退年月日	年 月 日
辞退理由	
添付書類	郡山市訪問理美容店指定証